

生活おたすけサービス

Q&A 集

「おたすけサービス」について
もっと知ろう！



都城市介護保険課

社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

はじめに

生活おたすけサービス事業は、軽度生活援助事業が平成29年4月から総合事業へ移行され、新しくなったサービスです。軽度生活援助事業は平成12年の介護保険制度のスタートと同時に始まり、介護保険制度の中では対応しきれない、制度の狭間の方々へ手を差し伸べる事業としてスタートしました。これによって、介護保険制度のさまざまなサービスを利用せず、生活おたすけサービス事業による少しのお手伝いで、住み慣れた家・地域で少しでも長く生活できるように支援する重要な事業となっております。

生活おたすけサービス事業へ移行し、令和2年度で4年目を迎え、年間延べ利用者数が平成29年度404名、平成30年度437名、令和元年度478名と年々、増加しております。利用者や生活援助員の数も増える中、生活おたすけサービスに対する要望や問い合わせに応え、また、広げていくために今回、「生活おたすけサービスQ&A集」を作成しました。

是非、参考資料としていただき、活用していただければ幸いです。

令和3年3月

目次

＜生活おたすけサービス事業＞	…………… P 2
＜全体編＞	…………… P 3
＜掃除編＞	…………… P 3
＜ゴミだし編＞	…………… P 4
＜買い物編＞	…………… P 4～5
＜洗濯編＞	…………… P 5
＜生活援助員編＞	…………… P 5～6
＜活動保険編＞	…………… P 6
＜利用者編＞	…………… P 7
＜その他＞	…………… P 7
＜参考資料（全体編）＞	…………… P 8～9
＜参考資料（活動保険編）＞	…………… P 10～11
＜参考資料（相談窓口編）＞	…………… P 12

生活おたすけサービス事業

生活おたすけサービス事業とは・・・

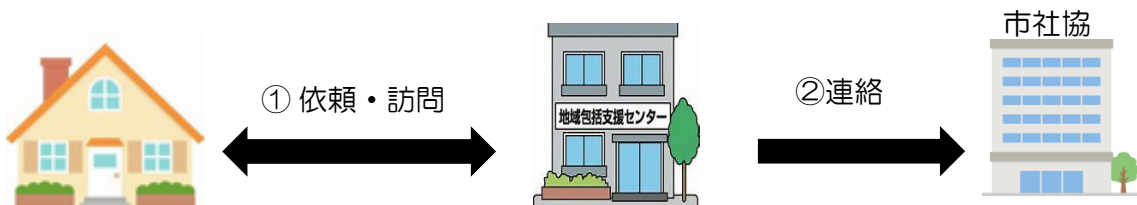
高齢者が自立した生活を継続し、要介護等にならないようにするために、生活援助員が日常生活上の簡単なお手伝いをするサービスです。

生活援助員とは・・・

生活おたすけサービスについて理解し、生活援助員養成講座を受講して登録された地域住民の方です。

令和3年2月現在、205名の方が生活援助員として登録されています。

利用開始までの流れについて・・・



①利用希望者は地域包括支援センターに相談し基本チェックリスト等を受ける

②地域包括支援センターから市社協へ生活おたすけサービス該当者の連絡



③生活援助員の調整・選定

④市社協担当者が利用者宅へ訪問

⑤地区内関係者と援助のための会議を実施

⑥利用者宅にて援助日の調整等を行なうための会議を実施

⑦援助開始



～生活おたすけサービス Q&A～

<全体編>

Q1 生活おたすけサービスではどのような支援がありますか？

A1 食事、洗濯、掃除、ゴミ捨て、買い物などの日常生活上の軽易な援助の範囲で、家事のお手伝いや、関係機関との連絡、調整を生活援助員が行ないます。(P8図表あり)

Q2 生活おたすけサービスで利用できない支援内容がありますか？

A2 金銭管理や金融機関等への支払いの代行はできません。また、お墓参りや車に同乗しての通院や買い物等の支援はできません。大掃除に該当するようなこと(窓拭き、庭掃除や草取り等)はできません。(P9図表あり)

<掃除編>

Q3 窓拭きは出来ますか？

A3 利用者の居室の清掃やゴミ出しなど、生活援助員が行わないと日常生活に支障が出ると判断される場合には行うことができます。しかし、大掃除で行なうような窓ガラスや床を磨いたり、ベランダやエアコン、照明器具などの清掃や模様替えを行なうことは、日常的な家事の範囲を超える行為であり該当しません。

Q4 庭の掃除や草取りは出来ますか？

A4 利用者の中には、生活援助員のことを家政婦やお手伝いさんと勘違いしがちな方もいらっしゃいます。草むしりや、育てている花の世話などを頼まれることもあります。それらの行為は日常生活に支障がないと判断できる行為であり、該当しません。

Q5 テラスの掃除、整理整頓は出来ますか？

A5 日常的な家事の範囲を超えるため、生活おたすけサービスでは該当しません。

<ゴミ出し編>

Q6 曜日が決まっているゴミ出しについては、どうしていますか？

A6 ゴミ出しの曜日を支援日にし、対応をしております。
また、ゴミの種別については特に限定はしていません。
地区のルールに従って、分別方法や収集場所・時間を確認した上で対応します。

Q7 地区によっては、朝6時頃までにゴミ収集場に持って行くところもありますが、どうしたら良いでしょうか？

A7 朝6時までの場合、生活おたすけサービスでは対応できません。生活援助員のできる範囲での対応になります。

<買い物編>

Q8 現金や買ってくるものはどのように管理すれば良いですか？

A8-①

お金の管理について

生活援助員は必ず預かった金額を利用者と、まずは口頭で確認して、預かった金額を紙に書き出してから行きます。買い物を終えて帰ってきたら、買った品物をチェックしてもらい、レシートとおつりを確認します。お金の問題は大きなトラブルに発展する可能性も高いので、お互いの信頼関係のためにも、利用者と確認してください。

A8-②

買い物メモについて

生活援助員の中には出納帳のようなものに、購入希望商品名、希望数・量、実際に購入した数、金額を記入し対応される方もいます。買い物内容をメモに記入し、お金を預かって買い物する方がほとんどです。買い物を頼まれた場合、利用者が希望した商品をカメラ（携帯電話のカメラ等）で撮って対応するののも一つの方法です。買う商品が決まっている場合、事前に商品名をメモしておくとも良いです。

Q9 買い物は、利用者を車に乗せて一緒に行くことができますか？

A9 生活援助員の車に同乗して買い物に行くことは出来ません。

Q10 買い物する時に利用者と一緒に歩いて店に行っても良いですか？

A10 付き添い行為となるため、利用者と一緒に歩いてお店に行くことは出来ません。もし、利用者の中でリハビリ等を兼ねて一緒に歩いて買い物に行きたい方がいる場合、有償ボランティア等を活用する方法もあります。

<洗濯編>

Q11 利用者の衣類等をクリーニングに出しても良いですか？

A11 日常的な洗濯ではないので該当しません。クリーニング屋によっては、宅配できるところもありますので、そのようなところを活用する方法もあります。

Q12 布団干しは出来ますか？

A12 出来ます。雨等の心配もあるので、生活援助員が訪問した時に干し、退出する時に取り込みます。

<生活援助員編>

Q13 生活援助員になるためにはどうしたらよいですか？

A13 都城市社会福祉議会が行う生活援助員養成講座の受講が必要です。サービスの概要や活動を行う上での心構えなどの内容（1時間程度）受講していただきます。随時開催します。

Q14 生活援助員は活動内容を希望できますか？

A14 希望できます。生活援助員登録後に生活援助員活動カードを記入し、援助できる内容（掃除、調理、買い物、洗濯）を選んでいただきます。

Q15 男性の生活援助員はどのくらい登録がありますか？

A15 登録している男性生活援助員12名のうち、実際に活動している方は1名です。女性の生活援助員は193名登録があり、実際に活動している方は42名です。（令和3年2月現在）

Q16 生活おたすけサービス支援の期間中に生活援助員を辞める場合、その後の支援はどうなりますか？

A16 連絡・調整した上で、他の生活援助員と交代します。

Q17 自分の地域以外からも支援を頼まれることがありますか？

A17 生活援助員が少ない地区もあるので、頼まれる場合もあります。

Q18 活動費はいくらですか？

A18 1時間800円です。但し、3%源泉されます。翌月25日に振り込まれます。(25日が土日もしくは祝日の場合、前日に振り込まれます)。

Q19 生活援助員の年齢制限はありますか？

A19 年齢制限はありません。ご自身の体調不良等で支援が出来なくなった場合など、登録削除ができます。

Q20 利用者の生活歴等について、教えてくださいませんか？

A20 支援に入る前に生活おたすけサービス調整会議(打ち合わせ)をする時に利用者の生活歴等の情報を提供します。

<活動保険編>

Q21 生活援助員が活動する際の保険はありますか？

A21 損保ジャパン日本興亜株式会社の事業活動保険「ビジネスマスター・プラン」に都城市社会福祉協議会で一括加入しております。保険内容は利用者の物等を壊した場合、利用者を怪我させてしまった場合等に対応するものです。(P9・10参考資料あり)

Q22 保険を使う場合の流れを教えてください。

A22 速やかに都城市社会福祉協議会へお知らせください。保険会社に書類等を提出し、その後、保険金が支払われることになります。

Q23 もし援助に行く途中、交通事故に遭った場合、保険の対象になりますか？

A23 この活動保険では対象外となり、ご自身の自賠責保険または任意自動車保険が適用されます。

<利用者編>

Q24 利用料はいくらですか？

A24 1時間につき200円負担していただきます。

Q25 利用できる時間帯は決まっていますか？

A25 利用できる時間は8時～17時まで、1日につき2時間、1ヶ月10時間の限度があります。

Q26 どういう人が利用できますか？

A26 介護保険認定を受け要支援1・2と判定された方または、地域包括支援センターが実施する基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が利用できます。

Q27 利用者は何名いますか？

A27 現在、実際利用されている方は40名です。
（令和3年2月現在、休止を除く。）

Q28 生活おたすけサービス利用中に利用者が外出や病院受診しても良いですか？

A28 利用者が不在の場合、支援に入れません。本事業は利用者が自立した生活を継続して送り、要介護等にならないようにするために生活援助員が日常生活上の簡単なお手伝いをするサービスです。生活おたすけサービス利用中は利用者も生活援助員と一緒に出来ることを行ないます。

<その他>

Q29 ペットの世話をしても良いですか？

A29 同居する家族などの援助ができないのと同じように、ペットの世話も行なうことができません。

< 参考資料（全体編） >

生活おたすけサービス事業で出来ること

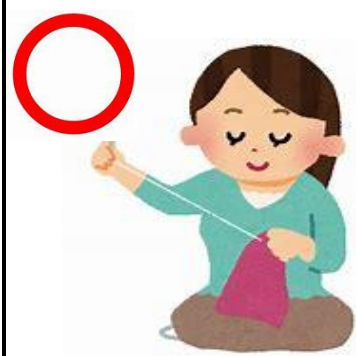
◎食事の支度



◎衣類の洗濯



◎衣類の補修等



◎住居内の掃除



◎住居内の整理整頓



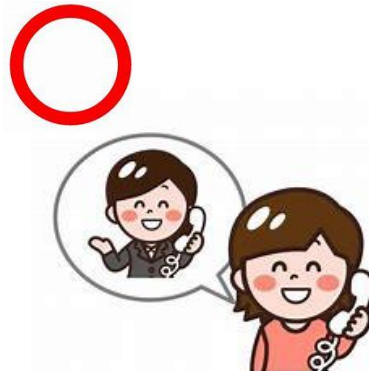
◎ゴミ捨て



◎生活必需品の買い物



◎関係機関等との連絡



◎その他、利用者の生活支援に資する日常生活上の軽易な援助



生活おたすけサービス事業で出来ないこと

◎庭の掃除・草取り



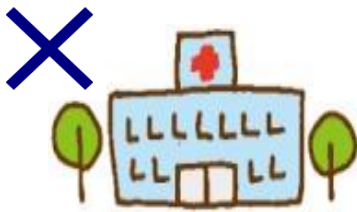
◎支払代行



◎お墓参り



◎入院中の支援



◎服薬管理



◎車の同乗を伴うもの
(送迎・通院付添等)



◎通院介助



◎一緒に食事をとる



◎利用者の外出中の
家事支援・留守番



◎金銭管理



◎大掃除に匹敵するもの



◎ペットの世話、散歩等



◎利用者以外の居住空間
の掃除・片づけ



活動保険の内容について

< 参考資料（活動保険編） >

ウォームハートとは

介護保険法、障害者総合支援法、社会福祉法における指定事業者（注1）向けの商品で、事業活動におけるリスクを包括的に補償します。

具体的には、次の①～⑧のリスクを補償します。

- ① 業務遂行（注2）に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- ② 施設の所有、使用または管理に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- ③ 生産物や業務の結果に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- ④ 受託物の損壊等
- ⑤ 臨時借用自動車による対人事故・対物事故
- ⑥ プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害
- ⑦ 身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失（居宅介護支援・介護予防支援・相談支援）
- ⑧ 介護サービス利用者の徘徊による、身体障害・財物損壊を伴わない使用不能損害（鉄道事故など）



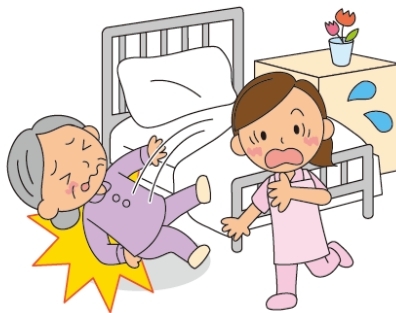
（注1）介護保険法、障害者総合支援法、社会福祉法の指定を受けていない事業者は、この保険にご加入することができません。ただし、指定を受けるために保険を手配する事業者はご加入いただけます。

（注2）対象となる業務

- （1）介護保険法に定める次のサービス
居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、包括的支援事業 等
- （2）障害者総合支援法に定める次のサービス
障害福祉サービス、相談支援、施設障害福祉サービス、地域活動支援センター 等
- （3）社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業
生活保護法に規定する事業、児童福祉法に規定する事業、老人福祉法に規定する事業、障害者総合支援法に規定する業務、売春防止法に規定する業務、母子及び寡婦福祉法に規定する事業、知的障害者福祉法に規定する事業 等
- （4）（1）～（3）と同種または（1）～（3）に付随して行うその他のサービス・支援
福祉用具または補装具販売、住宅改修業務、介護予防住宅改修業務、配食、緊急通報、外出介助、家事援助、移送支援、移動支援 等
- （5）ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の養成、研修、講習等

対象となる事故例

- 1 高齢者をベッドから転落させ、ケガをさせてしまった。



(業務遂行に起因する身体障害)

- 2 デイサービスで提供した食事が原因で、食中毒が発生した。
3 入れ歯を預かって洗浄中に、落として欠けてしまった。



(生産物に起因する身体障害)



(受託物の損壊)

< 参考資料（相談窓口編） >

相談機関名	住所	電話番号
都城市健康部（本庁）介護保険課（包括ケア担当）	姫城町 6 街区 21 号	23-2685
都城市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係	松元町 4 街区 17 号	25-2123
姫城・中郷地区地域包括支援センター	上町 17 街区 20 号	26-8339
妻ヶ丘・小松原地区地域包括支援センター	前田町 15 街区 6 号 テラコア前田ビル 101 号	23-9712
五十市・横市地区地域包括支援センター	久保原町 13 街区 9 号	57-6767
祝吉・沖水地区地域包括支援センター	祝吉町 5055 番地 1 ミラ・クレイン 102 号	26-4212
志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター	庄内町 8160 番地 3	45-4180
山之口・高城地区地域包括支援センター	山之口町花木 2005 番地 （山之口総合支所内）	29-1682
山田・高崎地区地域包括支援センター	高崎町大牟田 1150 番地 1 （高崎総合支所内）	45-8411

各地区社会福祉協議会 一覧表

地区社会福祉協議会	開設日	開設時間	電話番号
姫城	毎週 木曜日	9:00~12:00	080-2772-9658
妻ヶ丘	毎週 水曜日	9:00~12:00	080-2772-9659
小松原	毎週 火曜日	10:00~15:00	080-2772-9660
祝吉	毎週月・火曜日	10:00~15:00	080-2772-9661
五十市	毎週 金曜日	10:00~15:00	080-2772-9662
(今町)	毎週 金曜日	10:00~12:00	
横市	毎週 水曜日	10:00~15:00	080-2772-9663
沖水	毎週 水曜日	10:00~15:00	080-1737-3393
志和池	毎週 火曜日	10:00~15:00	080-2772-9664
庄内	毎週 火曜日	10:00~15:00	080-2772-9665
西岳	毎週 水曜日	10:00~15:00	080-2772-9666
中郷	毎週 水曜日	10:00~15:00	080-2772-9667
山之口	毎週 火曜日	10:00~15:00	080-2772-9668
高城	毎週 火曜日	10:00~15:30	080-2772-9669
山田	毎週月・火曜日	9:00~16:00	080-2772-9670
高崎	毎週 水曜日	10:00~15:00	080-2772-9671